

確定拠出年金(企業型)

死亡一時金 ご請求手続きのご案内

「ご遺族様へ」

このたびのご逝去の報に接し、ご遺族の皆様には心からお悔やみ申し上げます。

故人がご加入されていた確定拠出年金の死亡一時金をご遺族の方がご請求するにあたりましては、
こちらのご案内をご一読いただき、必要書類をお取り揃えのうえ、
故人がお勤めされていた会社にご提出くださいますようお願い申し上げます。

※当案内では、受取人が「配偶者」「子(成人)」「父母」「孫」「祖父母」「兄弟姉妹」の場合の手続きを記載しております。

※当案内に関する用語について

「裁定」：加入者等の資産を受け取ることにについて、判断、決定することを言います。

「裁定請求書(一時金)」：死亡一時金の受取に必要な手続き書類です。

「代表受取人選任届」：死亡一時金の受取人が複数の場合、代表して受取人となる方を指定する際に必要な書類です。



三井住友信託銀行

INDEX

お受け取りにあたりご確認・お手続きの流れ	P.3～4
受取人の確認	P.5～6
「生計維持関係」について	P.7
必要書類早見表	P.8～9
「配偶者」が受取人の場合の必要書類一覧	P.10
「子」が受取人の場合の必要書類一覧	P.11～13
「父母」が受取人の場合の必要書類一覧	P.14～16
「孫」が受取人の場合の必要書類一覧	P.17～18
「祖父母」が受取人の場合の必要書類一覧	P.19～20
「兄弟姉妹」が受取人の場合の必要書類一覧	P.21～22
「指定受取人」が受取人の場合の必要書類一覧	P.23
記入書類(裁定請求書・代表受取人選任届)の記入例	P.24～25
マイナンバー確認書類の提出について	P.26
必要な戸籍の確認	P.27～33
戸籍のお取り寄せ方法について	P.34～37
よくあるご質問	P.38～39
ご相談・お問い合わせ先について	P.40

お受け取りにあたりご確認

- 加入者等ご本人様が亡くなられたとき、**その方のご遺族**が死亡一時金の受給権を取得します。
- **年金で受け取ることはできません。(一時金のみ)**

お手続きの流れ

1 受取人の確認…P.5～6

▼ 確定拠出年金法により受取人の順位が定められており、最も上の順位のご遺族にのみ請求権利があります。

2 積立傷害保険商品の保有確認

▼ 積立傷害保険を保有している方が事故・怪我により死亡した場合、予め同商品で定められている通りの上乗せ給付があります。(上乗せ給付の有無は、提出された書類に基づいて保険会社が判断します。)この場合、提出書類が異なるため、積立傷害保険の保有有無を確認する必要があります。
ご本人様がお勤めされていた会社に確認をしてください。
(積立傷害保険を保有の場合は必要書類や一部書類の記入箇所が異なります。詳細は、P.8以降をご確認ください。)

3 必要書類の準備…P.8～26 (戸籍のお取り寄せ方法についてはP.27～37をご参照ください。)

▼ 裁定請求書(受取人が複数の場合は代表受取人選任届と合わせて)はご本人様がお勤めされていた会社からお受け取りください。
その他、必要な公的書類は受取人によって異なります。

4 裁定請求書などの記入・提出…P.24～25

▼ 裁定請求書などへ必要事項をご記入いただき、**その他必要書類**とともに**ご本人様がお勤めされていた会社へ**ご提出ください。

お手続きの流れ



5 裁定書類の確認

書類の内容は、弊社および給付裁定を行うNRK(日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社)で確認いたします。



書類に不備があった場合は、お勤めされていた会社のご担当者様よりご連絡いたしますので、ご対応をお願いします。

6 「お知らせ」の受け取り

運用商品の現金化が完了して入金日が決定すると、裁定請求書にご記入いただいた住所宛に「給付金支払いのお知らせ」がNRKから送付されます。
(入金は、不備の無い書類を受付してから1～2カ月程度かかります。状況によっては、半年程かかる場合もございます。)

支払予定日・金額等はこちらのお知らせでご確認ください。



※死亡一時金は、死亡後3年以内は相続税の課税対象となります。

退職手当金等に含まれますので、500万円×法定相続人数が非課税財産(退職金控除)となります。

※死亡後4～5年は一時所得、5年経過すると相続財産の扱いとなります。

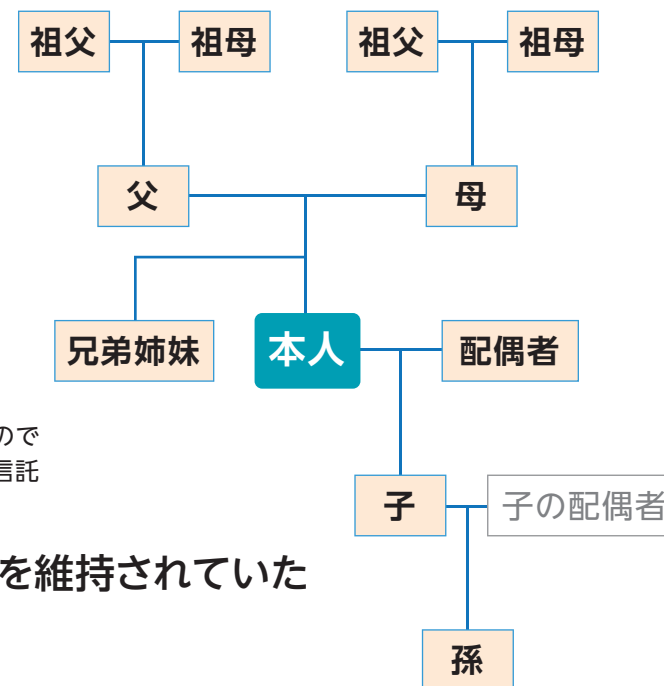
7 死亡一時金の入金

ご指定の口座へ入金されます。なお、現金化した資産から給付事務手数料が控除されます。未収の手数料があった場合も控除されます。

受取人について

- 受取人となるご遺族の優先順位は、以下の番号順になります (1 ~ 4)。
- 同じ順位の者が2人以上いる場合 (例:子が2人) は、実務上死亡一時金は代表者の方に一括で支給されます。
- なお、生前に別途手続きを行って受取人を指定していた場合※は、指定された人が優先されます。

※配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹のいずれかであることが必要です。



1

配偶者

事実上婚姻関係と同様の事情にある者 (内縁、事実婚等) を含みます。その場合、必要書類が異なりますのでお勤めされていた会社のご担当者様にお問い合わせください。さらにご不明点がある場合は、三井住友信託確定拠出年金コールサービス(0120-996-401)にご相談ください。

2

死亡の当時、主として亡くなられたご本人様の収入によって生計を維持されていた

(1) 子 (2) 父母 (3) 孫 (4) 祖父母 (5) 兄弟姉妹

3

死亡の当時、主として亡くなられたご本人様の収入によって生計を維持されていた

2 以外の親族

4

死亡の当時、主として亡くなられたご本人様の収入によって生計を維持されていなかった

(1) 子 (2) 父母 (3) 孫 (4) 祖父母 (5) 兄弟姉妹

次ページのフローチャートに従って受取人を確認してください。



受取人の順位確認



※ご本人様が生前に受取人を指定していた場合は、その指定されている方が最も上の順位となります。
受取人の指定をしていたかどうか不明の場合は、お勤めされていた会社のご担当者様にお問い合わせください。

「生計維持関係」について

「生計維持関係」とは、生計費の全部または一部を依存している関係をいいます。

前ページ(P.6)のとおり生計維持関係にあるご遺族がいる場合は受取人順位が変動する場合があります。

「生計維持関係にある」とは、以下2つの要件を満たしていることをいいます。

1

「生計同一要件」

- ① 住民票上同一世帯に属しているとき
- ② 住民票上世帯を異にしているが、住所が住民票上、同一であるとき
- ③ 住所が住民票上異なっているが、同居・家計を一にしている、または経済的な援助が行われていると認められているとき

2

「収入要件」

- ① 前年の収入(前年の収入が確定しない場合は、前々年の収入)が年額850万円未満であること
- ② ①に該当しないが定年退職等の事情により、近い将来、収入が年額850万円未満になると認められること

「生計同一」については、様々な状況が考えられ、亡くなったご本人との関係により提出書類が異なります。

詳細は、お勤めされていた会社のご担当者様にお問い合わせください。さらにご不明点がある場合は、

三井住友信託確定拠出年金コールサービス(0120-996-401)にご相談ください。

必要書類早見表

1.指定受取人／P.23		2.配偶者／P.10		3.生計維持／P.7		4.子／P.11～13		5.父母／P.14～16			
裁定請求書		裁定請求書(死亡一時金)									
個人番号 カード		「受取人」の①印鑑証明書(原本)②個人番号カード(両面)(コピー) ※代替書類可									
		「加入者等(亡くなられたご本人)」の個人番号カード(裏面)(コピー) ※代替書類可 但し、加入者等の生存中に、ご本人の個人番号を提供することの了承があった場合のみ提出してください。詳細については該当する必要書類一覧をご確認ください。									
加入者等の 死亡の事実・ 受取人との 関係が分かる 書類等		受取人と死亡者の関係 が分かる戸籍謄本-B		受取人と死亡者の関係 (配偶者)が分かる戸籍 謄本-B		「加入者等(亡くなられたご本人)」の「誕生時～死亡時まで」の戸籍謄本(原本)-A					
		加入者等の死亡を 確認する書類 除籍済戸籍謄本 ※上記戸籍謄本-Bで、 死亡の事実(除籍)が確認 できれば不要		加入者等の死亡を確認 する書類 除籍済戸籍謄本 ※上記戸籍謄本-Bで、死亡 の事実(除籍)が確認でき れば不要		受取人と死亡者の関係が分かる戸籍 謄本 ※上記戸籍謄本-Aで、関係が確認できれば 不要		受取人と死亡者の関係(子)が分かる 戸籍謄本 ※上記戸籍謄本-Aで、関係が確認できれば 不要		受取人と死亡者の関係(親)が 分かる戸籍謄本 ※上記戸籍謄本-Aで、関係が確認 できれば不要	
		【同順位2名以上の 場合】 ●代表受取人選任届 及び ●その人(達)の印鑑証 明書 ※指定受取人は、予め 加入者諸変更通知書を 複数ご提出いただくこ とで、複数名ご指定いた だくことが可能ですが、その 際は上記書類が必要と なります。		生計維持の証明 ※亡くなったご本人との関係により提出 書類が異なります。 ※詳細は、お勤めされていた会社のご担 当者様にお問い合わせください。さらにご 不明点がある場合は、三井住友信託確定 拠出年金コールサービス(0120-996-401) にご相談ください。		【子2人以上の場合】 ●代表受取人選任届及び ●子供全員の印鑑証明書も提出		【両親健在】 ●代表受取人選任届及び ●代表受取人以外の親の印鑑 証明書を提出			
				【請求人と同順位または高い順位の 人がいる場合】 その人(達)が生計維持になかったこと の証明として ●その全員の非生計維持申立書及び ●その全員の印鑑証明書		【子供が未婚の未成年の場合】 →親権者または未成年後見人が 「代理請求」を行う ※この場合は、受取人の印鑑証明及び裁定 請求書への実印の押印は不要です。 【親権者】の場合 ●親権者の印鑑証明書及び ●戸籍謄本 or 世帯全員の住民票 【未成年後見人】の場合 ●印鑑証明書及び ①家庭裁判所の審判書 or ②登記事項証明書(謄本) or ③子供の戸籍謄本(子と後見人の関係 が記載されているもの)のいずれか1通		OR 【親のどちらかが死亡】 一方が亡くなったことが確認 できる戸籍謄本 ※上記戸籍謄本-Aで、死亡の事実 (除籍)が確認できれば不要			
				【生計維持されていた人が2名以上の 場合】 ●代表受取人選任届及び ●その全員の印鑑証明書		【亡くなった子供がいる時】その事実を確認できる戸籍謄本 ※亡くなった子全員分					
〈積立傷害保険を保有し、「事故・怪我」で亡くなった場合〉死亡診断書または死体検案書(原則として原本)											

必要書類早見表

	6.孫／P.17～18	7.祖父母／P.19～20	8.兄弟姉妹／P.21～22
裁定請求書	裁定請求書(死亡一時金)		
個人番号カード	「受取人」の①印鑑証明書(原本)②個人番号カード(両面)(コピー) ※代替書類可		
	「加入者等(亡くなられたご本人)」の個人番号カード(裏面)(コピー) ※代替書類可 但し、加入者等の生存中に、ご本人の個人番号を提供することの了承があった場合のみ提出してください。詳細については該当する必要書類一覧をご確認ください。		
加入者等の死亡の事実・受取人との関係が分かる書類等	「加入者等(亡くなられたご本人)」の「誕生時～死亡時まで」の戸籍謄本(原本)-A		
	受取人と死亡者の関係(孫)が分かる戸籍謄本 ※死亡者の誕生～死亡までの戸籍「死亡者-子、子-孫」が分かるもの	【孫が2人以上の場合】 ●代表受取人選任届及び ●代表受取人以外の孫全員の印鑑証明書	受取人と死亡者の関係(祖父母)が分かる戸籍謄本 ※死亡者の誕生～死亡までの戸籍。「死亡者-父母、父母-祖父母」が分かるもの。
	父母の「誕生時～死亡時まで」の戸籍謄本	父母死亡が分かる戸籍謄本	父母の「誕生時～死亡時まで」の戸籍謄本
	受取人と死亡者の関係(兄弟姉妹)が分かる戸籍謄本	【亡くなった子・孫・祖父母がいる場合】 亡くなった子については「誕生時～死亡時」までの戸籍謄本、それ以外の場合はその事実を確認できる戸籍謄本 ※亡くなった方全員分	受取人と死亡者の関係(兄弟姉妹)が分かる戸籍謄本
	父方・母方全員の祖父母死亡が分かる戸籍謄本	【同順位2名以上の場合】 ●代表受取人選任届及び ●代表受取人以外の同順位者全員の印鑑証明書	父方・母方全員の祖父母死亡が分かる戸籍謄本
	父母死亡が分かる戸籍謄本	【亡くなった子・孫・兄弟姉妹がいる場合】 亡くなった子については「誕生時～死亡時」までの戸籍謄本、それ以外の場合はその事実を確認できる戸籍謄本 ※亡くなった方全員分	【同順位2名以上の場合】 ●代表受取人選任届及び ●代表受取人以外の同順位者全員の印鑑証明書
	子供全員の「誕生時～死亡時」までの戸籍謄本		
〈積立傷害保険を保有し、「事故・怪我」で亡くなった場合〉死亡診断書または死体検案書(原則として原本)			

「配偶者」が受取人の場合の必要書類一覧

	書類名	注意事項
ご記入書類	裁定請求書(死亡一時金) (ID 32052) 	P.24の記入見本を参照して、受取人がご記入・実印(印鑑証明書の印)を押印してください。
お取り寄せ書類	受取人(配偶者)の印鑑証明書【原本】	発行から3カ月以内の原本をご提出ください。
	受取人(配偶者)の 個人番号カード(両面)(コピー)	※個人番号カードをお持ちでない場合、P.26の代替書類(番号確認書類・身元確認書類)をご提出ください。
	加入者等(亡くなられたご本人)の個人番号カード(裏面)(コピー) ※個人番号カードをお持ちでない場合、P.26の代替書類(番号確認書類)をご提出ください。 但し、加入者等の生存中に、ご本人の個人番号を提供することの了承があった場合のみ提出してください。	・下記① ② の場合、生前に了承は無かったものといたします。 ①裁定請求時に加入者等の番号確認書類の提出がない場合 ②加入者等の生存中に個人番号を提供することへの了承はあったものの、裁定請求時に番号確認書類の提出が不可能な場合 ・番号確認書類の提出ができない理由について、裁定請求書への記載は不要です。
	加入者等の除籍済みの戸籍謄本【原本】	・発行から3カ月以内の原本をご提出ください。 ・下記2点が記載されていることをご確認ください。(P.27以降 ) ☐ 加入者等が死亡により除籍されていること ☐ 受取人が配偶者として記載されていること

加入者等が積立傷害保険を保有している場合は、上記に加え、下記2点のご対応をお願いいたします。

- ☐ 「裁定請求書(死亡一時金)」の下部 太枠内の〔質問1〕にご回答ください。
- ☐ 事故・怪我により死亡した場合は、「裁定請求書(死亡一時金)」下部 太枠内の〔質問2〕にご回答の上、死亡診断書または死体検案書(原則として原本)を併せてご提出ください。

「子」が受取人の場合の必要書類一覧

① 「子」が一人のとき

	書類名	注意事項
ご記入書類	裁定請求書(死亡一時金) (ID 32052) 	P.24の記入見本を参照して、受取人がご記入・実印(印鑑証明書の印)を押印してください。
お取り寄せ書類	受取人(子)の印鑑証明書【原本】	発行から3カ月以内の原本をご提出ください。
	受取人(子)の個人番号カード(両面)(コピー)	※個人番号カードをお持ちでない場合、P.26の代替書類(番号確認書類・身元確認書類)をご提出ください。
	加入者等(亡くなられたご本人)の個人番号カード(裏面)(コピー) ※個人番号カードをお持ちでない場合、P.26の代替書類(番号確認書類)をご提出ください。 但し、加入者等の生存中に、ご本人の個人番号を提供することの了承があった場合のみ提出してください。	・下記①②の場合、生前に了承は無かったものといたします。 ①裁定請求時に加入者等の番号確認書類の提出がない場合 ②加入者等の生存中に個人番号を提供することへの了承はあったものの、裁定請求時に番号確認書類の提出が不可能な場合 ・番号確認書類の提出ができない理由について、裁定請求書への記載は不要です。
	加入者等の誕生時から死亡時までの戸籍謄本【原本】	発行から3カ月以内の原本をご提出ください。 (戸籍の取り寄せ方法等は P.27以降  参照)
	受取人と加入者等の関係が分かる戸籍謄本【原本】	発行から3カ月以内のもの。
	〈死亡した子がいるとき〉 その事実を確認できる戸籍謄本【原本】	発行から3カ月以内のもの。

※1部の戸籍謄本で、複数の事項が確認できる場合、同内容の戸籍謄本を複数部数提出いただく必要はございません。

加入者等が積立傷害保険を保有している場合は、上記に加え、下記2点のご対応をお願いいたします。

- ☐ 「裁定請求書(死亡一時金)」の下部 太枠内の〔質問1〕にご回答ください。
- ☐ 事故・怪我により死亡した場合は、「裁定請求書(死亡一時金)」下部 太枠内の〔質問2〕にご回答の上、死亡診断書または死体検案書(原則として原本)を併せてご提出ください。

子が未成年の場合、親権者(又は未成年後見人)が代理請求を行います。詳細は、お勤めされていた会社のご担当者様にお問い合わせください。さらにご不明点がある場合は、三井住友信託確定拠出年金コールサービス(0120-996-401)にご相談ください。

「子」が受取人の場合の必要書類一覧

② 「子」が複数いるとき

加入者等ご本人とは戸籍を別にする子や養子縁組により子との関係になった場合も同順位の受取人になります。

	書類名	注意事項
ご記入書類	裁定請求書(死亡一時金) (ID 32052) 	P.24の記入見本を参照して、受取人がご記入・実印(印鑑証明書の印)を押印してください。
	代表受取人選任届 (ID32007) 	子全員の記入、実印(印鑑証明書の印)押印が必要です。 ◆子全員が同順位の受取人になります。
お取り寄せ書類	子の全員の印鑑証明書【原本】	発行から3カ月以内の原本をご提出ください。 ※子が複数いるときは、代表受取人以外の方の印鑑証明書も必要です。
	子のうちの代表受取人の個人番号カード(両面)(コピー)	※個人番号カードをお持ちでない場合、P.26の代替書類(番号確認書類・身元確認書類)をご提出ください。
	加入者等(亡くなられたご本人)の個人番号カード(裏面)(コピー) ※個人番号カードをお持ちでない場合、P.26の代替書類(番号確認書類)をご提出ください。 但し、加入者等の生存中に、ご本人の個人番号を提供することの了承があった場合のみ提出してください。	・下記① ② の場合、生前に了承は無かったものといたします。 ①裁定請求時に加入者等の番号確認書類の提出がない場合 ②加入者等の生存中に個人番号を提供することへの了承はあったものの、裁定請求時に番号確認書類の提出が不可能な場合 ・番号確認書類の提出ができない理由について、裁定請求書への記載は不要です。
	加入者等の誕生時から死亡時までの戸籍謄本【原本】	発行から3カ月以内の原本をご提出ください。 (戸籍の取り寄せ方法等は P.27以降  参照)
	受取人と加入者等の関係が分かる戸籍謄本【原本】	発行から3カ月以内のもの。
	〈死亡した子がいるとき〉 その事実を確認できる戸籍謄本【原本】	発行から3カ月以内のもの。

※1部の戸籍謄本で、複数の事項が確認できる場合、同内容の戸籍謄本を複数部数提出いただく必要はありません。

加入者等が積立傷害保険を保有している場合は、上記に加え、下記2点のご対応をお願いいたします。

- ☐ 「裁定請求書(死亡一時金)」の下部 太枠内の〔質問1〕にご回答ください。
- ☐ 事故・怪我により死亡した場合は、「裁定請求書(死亡一時金)」下部 太枠内の〔質問2〕にご回答の上、死亡診断書または死体検案書(原則として原本)を併せてご提出ください。

「子」が受取人の場合の必要書類一覧

子が未成年の場合、親権者(又は未成年後見人)が代理請求を行います。詳細は、お勤めされていた会社のご担当者様にお問い合わせください。さらにご不明点がある場合は、三井住友信託確定拠出年金コールサービス(0120-996-401)にご相談ください。

「父母」が受取人の場合の必要書類一覧

① 父母とも健在のとき

	書類名	注意事項
ご記入書類	裁定請求書(死亡一時金) (ID32052) 	P.24の記入見本を参照して、受取人がご記入・実印(印鑑証明書の印)を押印してください。
	代表受取人選任届 (ID32007) 	父母とも健在のとき、父母それぞれの記入、実印(印鑑証明書の印)押印が必要です。 ◆父母は同順位の受取人になります。
お取り寄せ書類	受取人(父母)の印鑑証明書【原本】	発行から3カ月以内の原本をご提出ください。
	父母のうちの代表受取人の個人番号カード(両面)(コピー)	※個人番号カードをお持ちでない場合、P.26の代替書類(番号確認書類・身元確認書類)をご提出ください。
	加入者等(亡くなられたご本人)の個人番号カード(裏面)(コピー) ※個人番号カードをお持ちでない場合、P.26の代替書類(番号確認書類)をご提出ください。 但し、加入者等の生存中に、ご本人の個人番号を提供することの了承があった場合のみ提出してください。	・下記① ② の場合、生前に了承は無かったものといたします。 ①裁定請求時に加入者等の番号確認書類の提出がない場合 ②加入者等の生存中に個人番号を提供することへの了承はあったものの、裁定請求時に番号確認書類の提出が不可能な場合 ・番号確認書類の提出ができない理由について、裁定請求書への記載は不要です。
	加入者等の誕生時から死亡時までの戸籍謄本【原本】	・発行から3カ月以内のもの。 (戸籍の取り寄せ方法等は P.27以降  参照)
	受取人と加入者等の関係が分かる戸籍謄本【原本】	発行から3カ月以内のもの。
	〈死亡した子がいるとき〉 その事実を確認できる戸籍謄本【原本】	発行から3カ月以内のもの。

※1部の戸籍謄本で、複数の事項が確認できる場合、同内容の戸籍謄本を複数部数提出いただく必要はありません。

加入者等が積立傷害保険を保有している場合は、上記に加え、下記2点のご対応をお願いいたします。

- ☐ 「裁定請求書(死亡一時金)」の下部 太枠内の〔質問1〕にご回答ください。
- ☐ 事故・怪我により死亡した場合は、「裁定請求書(死亡一時金)」下部 太枠内の〔質問2〕にご回答の上、死亡診断書または死体検案書(原則として原本)を併せてご提出ください。

「父母」が受取人の場合の必要書類一覧

① 父母とも健在のとき

「代表受取人選任届(ID32007)」についてのご注意

- 父母が離婚している場合でも、一方のみに生計維持関係がある場合を除き、同順位の受取人になりますので、「代表受取人選任届(ID32007)」のご提出が必要です。一方のみに生計維持関係がある場合は、生計維持関係にない父母の「非生計維持申立書」「印鑑証明書」の提出が必要になります。

「父母」が受取人の場合の必要書類一覧

②「父母」の一方のみ存命のとき

	書類名	注意事項
ご記入書類	裁定請求書(死亡一時金) (ID32052) 	P.24の記入見本を参照して、受取人がご記入・実印(印鑑証明書の印)を押印してください。
お取り寄せ書類	受取人の印鑑証明書【原本】	発行から3カ月以内の原本をご提出ください。
	受取人の個人番号カード(両面)(コピー)	※個人番号カードをお持ちでない場合、P.26の代替書類(番号確認書類・身元確認書類)をご提出ください。
	加入者等(亡くなられたご本人)の個人番号カード(裏面)(コピー) ※個人番号カードをお持ちでない場合、P.26の代替書類(番号確認書類)をご提出ください。 但し、加入者等の生存中に、ご本人の個人番号を提供することの了承があった場合のみ提出してください。	・下記①②の場合、生前に了承は無かったものといたします。 ①裁定請求時に加入者等の番号確認書類の提出がない場合 ②加入者等の生存中に個人番号を提供することへの了承はあったものの、裁定請求時に番号確認書類の提出が不可能な場合 ・番号確認書類の提出ができない理由について、裁定請求書への記載は不要です。
	加入者等の誕生時から死亡時までの戸籍謄本【原本】	発行から3カ月以内の原本をご提出ください。 (戸籍の取り寄せ方法等は P.27以降  参照)
	受取人と加入者等の関係が分かる戸籍謄本【原本】	発行から3カ月以内のもの。
	父母の一方が死亡している事実を確認できる戸籍謄本【原本】	発行から3カ月以内のもの。
	〈死亡した子がいるとき〉 その事実を確認できる戸籍謄本【原本】	発行から3カ月以内のもの。

※1部の戸籍謄本で、複数の事項が確認できる場合、同内容の戸籍謄本を複数部数提出いただく必要はございません。

加入者等が積立傷害保険を保有している場合は、上記に加え、下記2点のご対応をお願いいたします。

- ☐ 「裁定請求書(死亡一時金)」の下部 太枠内の〔質問1〕にご回答ください。
- ☐ 事故・怪我により死亡した場合は、「裁定請求書(死亡一時金)」下部 太枠内の〔質問2〕にご回答の上、死亡診断書または死体検案書(原則として原本)を併せてご提出ください。

「孫」が受取人の場合の必要書類一覧

加入者等ご本人とは戸籍を別にする孫や養子縁組により孫の関係になった場合も、同順位の受取人になりますので、「代表受取人選任届 (ID32007)」のご提出が必要です。

書類名		注意事項
ご記入書類	裁定請求書(死亡一時金) (ID 32052) 	P.24の記入見本を参照して、受取人がご記入・実印(印鑑証明書の印)を押印してください。
	〈孫が複数人いるとき〉 代表受取人選任届 (ID32007) 	孫全員の記入、実印(印鑑証明書の印)押印が必要です。 ◆孫全員が同順位の受取人になります。
お取り寄せ書類	受取人(孫)の印鑑証明書【原本】	発行から3カ月以内の原本をご提出ください。 ※孫が複数いるときは、代表受取人以外の方の印鑑証明書も必要です。
	受取人(孫)の個人番号カード(両面)(コピー)	※個人番号カードをお持ちでない場合、P.26の代替書類(番号確認書類・身元確認書類)をご提出ください。 ※孫が複数いる場合、代表受取人の方のみ必要です。
	加入者等(亡くなられたご本人)の個人番号カード(裏面)(コピー) ※個人番号カードをお持ちでない場合、P.26の代替書類(番号確認書類)をご提出ください。 但し、加入者等の生存中に、ご本人の個人番号を提供することの了承があった場合のみ提出してください。	・下記① ② の場合、生前に了承は無かったものといたします。 ①裁定請求時に加入者等の番号確認書類の提出がない場合 ②加入者等の生存中に個人番号を提供することへの了承はあったものの、裁定請求時に番号確認書類の提出が不可能な場合 ・番号確認書類の提出ができない理由について、裁定請求書への記載は不要です。
	加入者等の誕生時から死亡時までの戸籍謄本【原本】	発行から3カ月以内の原本をご提出ください。 (戸籍の取り寄せ方法等はP.27以降  参照)
	子全員の誕生時から死亡時までの戸籍謄本(孫の親以外の子も含め全員分)【原本】	発行から3カ月以内のもの。
	父母が死亡していることが確認できる戸籍謄本【原本】	発行から3カ月以内のもの。
	受取人と加入者等の関係が分かる戸籍謄本【原本】	発行から3カ月以内のもの。
	〈死亡した孫がいるとき〉 その事実を確認できる戸籍謄本【原本】	発行から3カ月以内のもの。

※1部の戸籍謄本で、複数の事項が確認できる場合、同内容の戸籍謄本を複数部数提出いただく必要はございません。

「孫」が受取人の場合の必要書類一覧

加入者等が積立傷害保険を保有している場合は、P.17の記載内容に加え、下記2点のご対応をお願いいたします。

- ☐ 「裁定請求書(死亡一時金)」の下部 太枠内の〔質問1〕にご回答ください。
- ☐ 事故・怪我により死亡した場合は、「裁定請求書(死亡一時金)」下部 太枠内の〔質問2〕にご回答の上、死亡診断書または死体検案書(原則として原本)を併せてご提出ください。

孫が未成年の場合、親権者(未成年後見人)が代理請求を行います。詳細は、お勤めされていた会社のご担当者様にお問い合わせください。さらにご不明点がある場合は、三井住友信託確定拠出年金コールサービス(0120-996-401)にご相談ください。

「祖父母」が受取人の場合の必要書類一覧

父母(既に亡くなっている)や祖父母が離婚している場合でも、祖父母の一部にのみ生計維持関係がある場合を除き同順位の受取人になりますので、「代表受取人選任届(ID32007)」のご提出が必要です。祖父母の一部にのみ生計維持関係がある場合は、生計維持関係のない祖父母の「非生計維持申立書」「印鑑証明書」の提出が必要になります。

	書類名	注意事項
ご記入書類	裁定請求書(死亡一時金)(ID 32052) 	P.24の記入見本を参照して、受取人がご記入・実印(印鑑証明書の印)を押印してください。
	〈祖父母が複数人健在のとき〉 代表受取人選任届(ID32007) 	父方・母方の祖父母が複数人健在のとき、それぞれ全員の記入、実印(印鑑証明書の印)押印が必要です。◆祖父母全員が同順位の受取人になります。
お取り寄せ書類	受取人(祖父母)の印鑑証明書【原本】	発行から3カ月以内の原本をご提出ください。
	受取人(祖父母のうちの代表受取人)の 個人番号カード(両面)(コピー)	※個人番号カードをお持ちでない場合、P.26の代替書類(番号確認書類・身元確認書類)をご提出ください。
	加入者等(亡くなられたご本人)の個人番号カード (裏面)(コピー) ※個人番号カードをお持ちでない場合、P.26の代替書類(番号確認書類)をご提出ください。 但し、加入者等の生存中に、ご本人の個人番号を提供することの 了承があった場合のみ提出してください。	・下記① ② の場合、生前に了承は無かったものといたします。 ①裁定請求時に加入者等の番号確認書類の提出がない場合 ②加入者等の生存中に個人番号を提供することへの了承はあったものの、裁定請求時に番号確認書類の提出が不可能な場合 ・番号確認書類の提出ができない理由について、裁定請求書への記載は不要です。
	加入者等の誕生時から死亡時までの戸籍謄本【原本】	発行から3カ月以内の原本をご提出ください。 (戸籍の取り寄せ方法等はP.27以降  参照)
	受取人と加入者等の関係が分かる戸籍謄本【原本】	発行から3カ月以内のもの。
	父母が死亡していることが確認できる戸籍謄本【原本】	発行から3カ月以内のもの。
	〈死亡した祖父母がいるとき〉 その事実を確認できる戸籍謄本【原本】	発行から3カ月以内のもの。
	〈死亡した子がいるとき〉 子の誕生時から死亡時までの戸籍謄本【原本】	発行から3カ月以内のもの。
	〈死亡した孫がいるとき〉 その事実を確認できる戸籍謄本【原本】	発行から3カ月以内のもの。

※1部の戸籍謄本で、複数の事項が確認できる場合、同内容の戸籍謄本を複数部数提出いただく必要はございません。

「祖父母」が受取人の場合の必要書類一覧

加入者等が積立傷害保険を保有している場合は、P.19の記載内容に加え、下記2点のご対応をお願いいたします。

- ☐ 「裁定請求書(死亡一時金)」の下部 太枠内の〔質問1〕にご回答ください。
- ☐ 事故・怪我により死亡した場合は、「裁定請求書(死亡一時金)」下部 太枠内の〔質問2〕にご回答の上、死亡診断書または死体検案書(原則として原本)を併せてご提出ください。

「兄弟姉妹」が受取人の場合の必要書類一覧

① 「兄弟姉妹」が一人のとき

	書類名	注意事項
ご記入書類	裁定請求書(死亡一時金) (ID 32052) 	P.24の記入見本を参照して、受取人がご記入・実印(印鑑証明書の印)を押印してください。
お取り寄せ書類	受取人(兄弟姉妹)の印鑑証明書【原本】	発行から3カ月以内の原本をご提出ください。
	受取人(兄弟姉妹)の個人番号カード(両面)(コピー)	※個人番号カードをお持ちでない場合、P.26の代替書類(番号確認書類・身元確認書類)をご提出ください。
	加入者等(亡くなられたご本人)の個人番号カード(裏面)(コピー) ※個人番号カードをお持ちでない場合、P.26の代替書類(番号確認書類)をご提出ください。 但し、加入者等の生存中に、ご本人の個人番号を提供することの了承があった場合のみ提出してください。	・下記① ② の場合、生前に了承は無かったものといたします。 ①裁定請求時に加入者等の番号確認書類の提出がない場合 ②加入者等の生存中に個人番号を提供することへの了承はあったものの、裁定請求時に番号確認書類の提出が不可能な場合 ・番号確認書類の提出ができない理由について、裁定請求書への記載は不要です。
	加入者等の誕生時から死亡時までの戸籍謄本【原本】	発行から3カ月以内の原本をご提出ください。 (戸籍の取り寄せ方法等はP.27以降  参照)
	父母の誕生時から死亡時までの戸籍謄本【原本】	発行から3カ月以内のもの。
	受取人と加入者等の関係が分かる戸籍謄本【原本】	発行から3カ月以内のもの。
	祖父母の死亡の事実が確認できる戸籍謄本【原本】	発行から3カ月以内のもの。
	〈改姓した兄弟姉妹がいるとき〉その事実を確認できる戸籍謄本【原本】	発行から3カ月以内のもの。
	〈死亡した兄弟姉妹がいるとき〉その事実を確認できる戸籍謄本【原本】	発行から3カ月以内のもの。
	〈死亡した子がいるとき〉子の誕生時から死亡時までの戸籍謄本【原本】	発行から3カ月以内のもの。
	〈死亡した孫がいるとき〉その事実を確認できる戸籍謄本【原本】	発行から3カ月以内のもの。

※1部の戸籍謄本で、複数の事項が確認できる場合、同内容の戸籍謄本を複数部数提出いただく必要はありません。

加入者等が積立傷害保険を保有している場合は、上記に加え、下記2点のご対応をお願いいたします。

- ☐ 「裁定請求書(死亡一時金)」の下部 太枠内の〔質問1〕にご回答ください。
- ☐ 事故・怪我により死亡した場合は、「裁定請求書(死亡一時金)」下部 太枠内の〔質問2〕にご回答の上、死亡診断書または死体検案書(原則として原本)を併せてご提出ください。

「兄弟姉妹」が受取人の場合の必要書類一覧

② 「兄弟姉妹」が複数いるとき

加入者等ご本人とは戸籍を別にする兄弟姉妹や養子縁組により兄弟姉妹の関係になった場合も同順位の受取人となります。

	書類名	注意事項
ご記入書類	裁定請求書(死亡一時金) (ID 32052) 	P.24の記入見本を参照して、受取人がご記入・実印(印鑑証明書の印)を押印してください。
	代表受取人選任届 (ID32007) 	兄弟姉妹全員の記入、実印(印鑑証明書の印)押印が必要です。 ◆兄弟姉妹全員が同順位の受取人になります。
お取り寄せ書類	兄弟姉妹の全員の印鑑証明書【原本】	発行から3カ月以内の原本をご提出ください。
	兄弟姉妹のうち代表受取人の個人番号カード(両面)(コピー)	※個人番号カードをお持ちでない場合、P.26の代替書類(番号確認書類・身元確認書類)をご提出ください。
	加入者等(亡くなられたご本人)の個人番号カード(裏面)(コピー) ※個人番号カードをお持ちでない場合、P.26の代替書類(番号確認書類)をご提出ください。 但し、加入者等の生存中に、ご本人の個人番号を提供することの了承があった場合のみ提出してください。	・下記①②の場合、生前に了承は無かったものといたします。 ①裁定請求時に加入者等の番号確認書類の提出がない場合 ②加入者等の生存中に個人番号を提供することへの了承はあったものの、裁定請求時に番号確認書類の提出が不可能な場合 ・番号確認書類の提出ができない理由について、裁定請求書への記載は不要です。
	加入者等の誕生時から死亡時までの戸籍謄本【原本】	発行から3カ月以内の原本をご提出ください。 (戸籍の取り寄せ方法等は P.27以降  参照)
	父母の誕生時から死亡時までの戸籍謄本【原本】	発行から3カ月以内のもの。
	受取人と加入者等の関係が分かる戸籍謄本【原本】	発行から3カ月以内のもの。
	祖父母の死亡の事実が確認できる戸籍謄本【原本】	発行から3カ月以内のもの。
	〈改姓した兄弟姉妹がいるとき〉その事実を確認できる戸籍謄本【原本】	発行から3カ月以内のもの。
	〈死亡した兄弟姉妹がいるとき〉その事実を確認できる戸籍謄本【原本】	発行から3カ月以内のもの。
	〈死亡した子がいるとき〉子の誕生時から死亡時までの戸籍謄本【原本】	発行から3カ月以内のもの。
	〈死亡した孫がいるとき〉その事実を確認できる戸籍謄本【原本】	発行から3カ月以内のもの。

※1部の戸籍謄本で、複数の事項が確認できる場合、同内容の戸籍謄本を複数部数提出いただく必要はありません。

加入者等が積立傷害保険を保有している場合は、上記に加え、下記2点のご対応をお願いいたします。

- ☐ 「裁定請求書(死亡一時金)」の下部 太枠内の〔質問1〕にご回答ください。
- ☐ 事故・怪我により死亡した場合は、「裁定請求書(死亡一時金)」下部 太枠内の〔質問2〕にご回答の上、死亡診断書または死体検案書(原則として原本)を併せてご提出ください。

「指定受取人」が受取人の場合の必要書類一覧

	書類名	注意事項
ご記入書類	裁定請求書(死亡一時金) (ID 32052) 	P.24の記入見本を参照して、受取人がご記入・実印(印鑑証明書の印)を押印してください。
お取り寄せ書類	指定受取人の印鑑証明書【原本】	発行から3カ月以内の原本をご提出ください。
	指定受取人の個人番号カード(両面)(コピー)	※個人番号カードをお持ちでない場合、P.26の代替書類(番号確認書類・身元確認書類)をご確認ください。
	加入者等(亡くなられたご本人)の個人番号カード(裏面)(コピー) ※個人番号カードをお持ちでない場合、P.26の代替書類(番号確認書類)をご提出ください。 但し、加入者等の生存中に、ご本人の個人番号を提供することの了承があった場合のみ提出してください。	・下記① ② の場合、生前に了承は無かったものといたします。 ①裁定請求時に加入者等の番号確認書類の提出がない場合 ②加入者等の生存中に個人番号を提供することへの了承はあったものの、裁定請求時に番号確認書類の提出が不可能な場合 ・番号確認書類の提出ができない理由について、裁定請求書への記載は不要です。
	加入者等の除籍済みの戸籍謄本【原本】	・発行から3カ月以内の原本をご提出ください。 ・下記2点が記載されていることをご確認ください。(P.27以降  参照) ☐ 加入者等が死亡により除籍されていること ☐ 受取人と死亡者の関係が分かること

加入者等が積立傷害保険を保有している場合は、上記に加え、下記2点のご対応をお願いいたします。

- ☐ 「裁定請求書(死亡一時金)」の下部 太枠内の〔質問1〕にご回答ください。
- ☐ 事故・怪我により死亡した場合は、「裁定請求書(死亡一時金)」下部 太枠内の〔質問2〕にご回答の上、死亡診断書または死体検案書(原則として原本)を併せてご提出ください。

記入例「裁定請求書(死亡一時金)(ID32052)」

不明の場合は、お勤めされていた会社のご担当窓口へご照会ください。

受取人(複数名いる場合は代表受取人)の実印(印鑑証明書の印)を押印してください。

印鑑証明書と同じ字体で記入してください。

例 印鑑証明書…「澤田」
記入……………「澤田」○ 「沢田」×
カナは口座名義と一致しているか
確認してください。

印鑑証明書と同じ住所を記入してください。
「給付金支払のお知らせ」の送付先になります。

受取人ご本人の口座(国内口座)を記入してください。海外送金はできません。

※金融機関名・支店名は最新の名称を確認のうえ記入してください。

(“銀行”“支店”等の○印も正確に記入してください。)

※7桁未満の時は右づめで記入してください。

※【①金融機関選択の方で、「預金種目:当座預金」をご希望の場合】普通預金を二重線で抹消し、「当座預金」とご記入ください。

記入内容を訂正する場合は、二重線で抹消し、実印(印鑑証明書の印)で訂正印を押印してください。

《訂正例》

中央区銀座

東京都千代田区大手町1-1-1

32052 確定拠出年金 裁定請求書(死亡一時金)

記入上の注意

運営管理機関名 三井住友信託銀行株式会社 御中 経由 依頼年月日(西暦) 20 年 月 日

日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社 御中 運営管理機関受付年月日(裁定請求日) 西暦 年 月 日 記入不要

プラン番号 1 2 3 4 5 6 年金商事 DC プラン

企業名/プランコード 1 2 3 4 5 6 7 8 年金商事 株式会社

加入者番号(注1) 1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 従業員番号(注2)

加入者氏名 年金 太郎

※(裁定請求書、以下同じ)は、死亡一時金(一時金)の裁定を請求いたします。本請求を行うにあたり、運営管理機関、日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社(以下、「NRK」)および運用商品販売会社がお支払い業務に必要な範囲で個人情報を利用することに同意いたします。また、税務情報作成業務のために個人番号を添付資料のとおり申告し、資産管理機関およびNRKが個人番号を税務情報作成業務に使用することに同意いたします。(注)裁定完了後に税務情報作成業務が完了します。

裁定請求者 受取人 自署のうえ実印(印鑑登録証明書)をご捺印ください。

氏名 ※ 年金 花子 加入者との続柄 1.配偶者 2.子 3.父母 4.孫 5.兄弟姉妹 6.その他() 91.その他()

受取人 住所 ※ 〒1000-0000 TEL (03) 1234 5678 東京都千代田区丸の内△-△-△

受取人の親権者、後見人、又は代理人によるご請求の場合、下欄も自署のうえ実印(印鑑登録証明書)をご捺印ください。

親権者、後見人、又は代理人氏名(注4) ※

送金先口座情報 ①金融機関または②ゆうちょ銀行のどちらか一方を選択して記入ください。なお、普通預金以外の口座は指定できません。

金融機関コード 0 2 9 4 金融機関名 ※ ミツイミトモシタック 銀行 農協 信用金庫 労働金庫 信用組合

支店コード 4 1 0 本支店名 ※ 三井住友信託 ホンテン 本店 支店 営業部 出張所

預金種目 ※ 普通預金 口座番号(右づめ) ※ 1 2 3 4 5 6

②ゆうちょ銀行 記号 ※ 1 番号(右づめ) ※ 0 1

口座名義人 受取人氏名と同じ

損害保険会社の「積立傷害保険」をご購入の方は下記欄にお答えください。

損害保険会社の「積立傷害保険」は、病気による死亡の場合は積立金預金が支払われ、事故・怪死による死亡の場合は保険金(②積立金預金)が支払われます。

質問1 死に至った原因についてご記入ください。 病気 + 事故・怪死

質問2 事故・怪死と回答した方は事故日をご記入ください。 事故日: 20 年 月 日

運営管理機関特記欄

NRKネットワーク使用欄

運営管理機関使用欄

企業/交付金融機関特記欄

企業/交付金融機関使用欄

保存期間 7年 32052①2406

書類の記入日を記入してください。

記入不要です。

※ご留意ください。

◆「送金口座」の記入誤りにより送金不能になった場合、新たに書面で正当な口座の通知を受けた後再送金することになりますので、ご入金が遅れることになります。金融機関の合併等により金融機関名・支店名が変更になっている場合などもありますので、確認のうえ正確に記入してください。

◆控えが必要な場合は、コピーしてからご提出ください。

亡くなられたご本人から見た受取人の続柄を記入してください。

日中連絡の取れる電話番号を必ず記入してください。携帯電話でも結構です。

【重要】

積立傷害保険商品を保有している場合は記入が必要です。

積立傷害保険商品の保有有無については、お勤めされていた会社にお問い合わせください。

※[質問1]に関し、以下の場合には「病気」に分類されます。

①故意、自殺、犯罪または闘争行為によるケガ ②脳疾患、疾病または心神喪失によるケガ ③無資格運転または酒酔運転中のケガ ④地震、噴火、これらによる津波、戦争、暴動等を原因とするケガ ⑤妊娠・出産・流産または外科的手術その他の医療処置 など

記入例「代表受取人選任届 (ID32007)」

※同順位の受取人がいる場合ご提出が必要です。

不明の場合は、お勤めされていた会社のご担当窓口へご照会ください。

代表受取人が記入および実印を押印してください。訂正がある場合は代表受取人の実印で訂正印を押印してください。

代表受取人以外の受取人全員が記入および実印を押印してください。訂正がある場合はそれぞれの受取人の実印で訂正印を押印してください。

記入内容を訂正する場合は、二重線で抹消し、実印(印鑑証明書の印)で訂正印を押印してください。

《訂正例》

中央区銀座

東京都千代田区大手町1-1-1

32007 確定提出年		代表受取人選任届	
記入上の注意	運営管理機関名	三井住友信託銀行株式会社	届出年月日 (西暦) 20 年 月 日
訂正印を押印する場合は、訂正印を押印してください。	日本レコード・キーピング・ネットワーク株式会社 御中	経由	
プラン番号	1 2 3 4 5 6	年金商事DCプラン	
企業コード/プランコース	1 2 3 4 5 6 7 8	年金商事株式会社	
加入者番号 (注1)	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	加入者氏名	年金 太郎
代表受取人	代表受取人氏名 (姓) 年金 (名) 花子		
代表受取人住所	東京都千代田区丸の内△△△△		
受取人氏名	フリガナ	ネンキン	ツキコ
受取人住所	フリガナ	ツキコ	東京都千代田区丸の内△△△△
受取人氏名	フリガナ	ツキコ	東京都千代田区丸の内△△△△
受取人住所	フリガナ	ツキコ	東京都千代田区丸の内△△△△
受取人氏名	フリガナ	ツキコ	東京都千代田区丸の内△△△△
受取人住所	フリガナ	ツキコ	東京都千代田区丸の内△△△△
受取人氏名	フリガナ	ツキコ	東京都千代田区丸の内△△△△
受取人住所	フリガナ	ツキコ	東京都千代田区丸の内△△△△

書類の記入日を記入してください。

印鑑証明書と同じ字体で記入してください。

例 印鑑証明書…「澤田」
記入……………「澤田」○ 「沢田」×

亡くなられたご本人の氏名を記入してください。

亡くなられたご本人から見た受取人の続柄を記入してください。

実印(印鑑証明書の印)を押印してください。

印鑑証明書と同じ住所を記入してください。

※ご注意ください。
◆控えが必要な場合は、コピーしてからご提出ください。

マイナンバー確認書類の提出について

- 受取人は「**番号確認**」と「**身元確認**」が必要となります。
- 加入者等(亡くなられたご本人)は生前了承があった場合のみ、「**番号確認**」が必要となります。(「身元確認」は不要です。)

個人番号カードをお持ちの場合

〈表面〉身元確認



〈裏面〉番号確認



※コピー後、カードサイズへの切り取りは不要です。
コピーした用紙サイズのままご提出ください

個人番号カードをお持ちでない場合

番号確認(マイナンバーを確認する)

いずれか1つ

- 通知カードのコピー
- 住民票
(マイナンバー記載ありの
原本。発行から6カ月以内
のもの)
- 住民票記載事項証明書
(マイナンバー記載ありの
原本。発行から6カ月以内
のもの)



身元確認(提出者の身元を確認する)

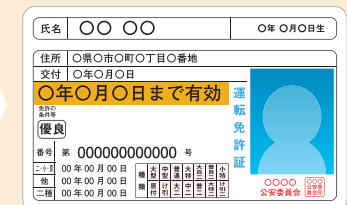
いずれか1つ

- 運転免許証のコピー(有効期限内)
- 運転経歴証明書のコピー
(2012年4月以降発行分)
- パスポートのコピー
(有効期限内。所持人記入欄の
現住所記入が必要。)
- 在留カードのコピー(有効期限内)
- 特別永住者証明書のコピー(有効期限内)
- 住民基本台帳カードのコピー(有効期限内)

番号確認書類

身元確認書類

〈表面〉



例：運転免許証のコピー
(有効期限内)

「戸籍」について(ご提出いただく理由と戸籍の種類)

戸籍をご提出いただく理由

確定拠出年金(DC)の死亡一時金は、確定拠出年金法で受取人の順位が定められており、一番順位の高い方が受け取ることができます。
死亡一時金の請求者より先順位の人がない(つまり「請求者=受け取る権利がある人」である)ことを確認するためにご提出いただきます。

戸籍の種類

◆「戸籍謄本とは」

戸籍に入っている全員の事項を写したものであり「全部事項証明」とも呼ばれています。

◆「戸籍抄本とは」

戸籍に記載されている一部の方のみの事項を抜粋して写したものであり、「個人事項証明」とも呼ばれています。

◆「改製原戸籍とは」

戸籍に関する法律「戸籍法」が改正されることにより、新たに戸籍を作り変えた場合、作り変える前の戸籍を「改製原戸籍」といいます。

※戸籍の改製の代表的なもの

- ①昭和の改製(昭和32年) 「家」を1つの単位とした構成から「夫婦と同氏の子」を単位とした構成へ変更したもの。
- ②平成の改製(平成6年) 自治体による戸籍の管理が紙だけでなくコンピュータも可能となったもの(自治体によってはコンピュータ化されておらず平成の改製原戸籍がされていない場合もございます)。

※ご注意ください。

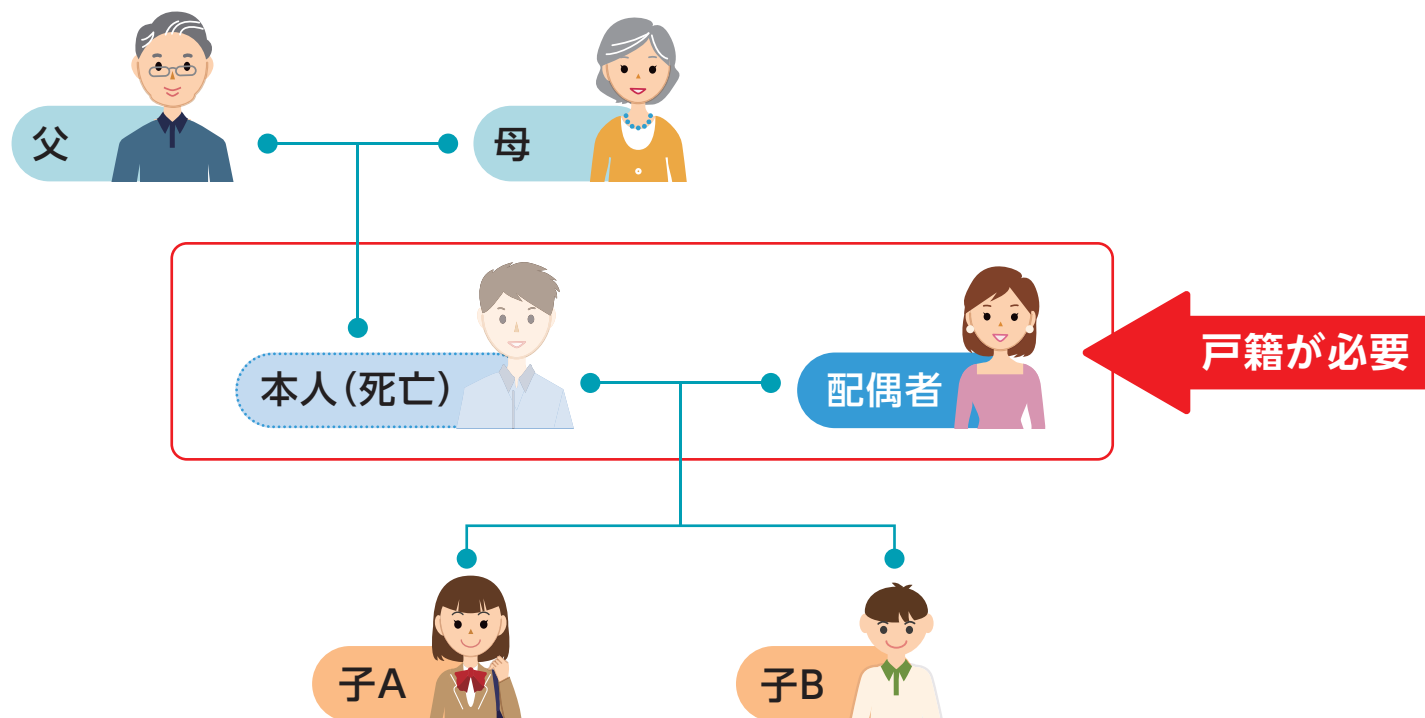
戸籍法改正に伴い、戸籍の様式が変更されると、それまで使われていた戸籍は閉じられ、新しい様式の戸籍に書き換えられることになります(戸籍の改製)。

「誕生時から死亡時までの戸籍を集める」時には、**現在の戸籍謄本の他に、現在から過去に遡って複数の戸籍を取得する必要があります。**
区役所等で請求の際、交付請求書には「相続手続きのため出生から死亡までの連続した戸籍が必要」の旨、ご記入ください。

必要な「戸籍」(受取人は配偶者)

受取人	必要な戸籍	備考(用途等)
配偶者	加入者等(亡くなられたご本人)の除籍済戸籍謄本【原本】	・加入者等本人が死亡していること ・死亡時に受取人が加入者本人の配偶者であったこと の2点を確認

例 配偶者がいる場合



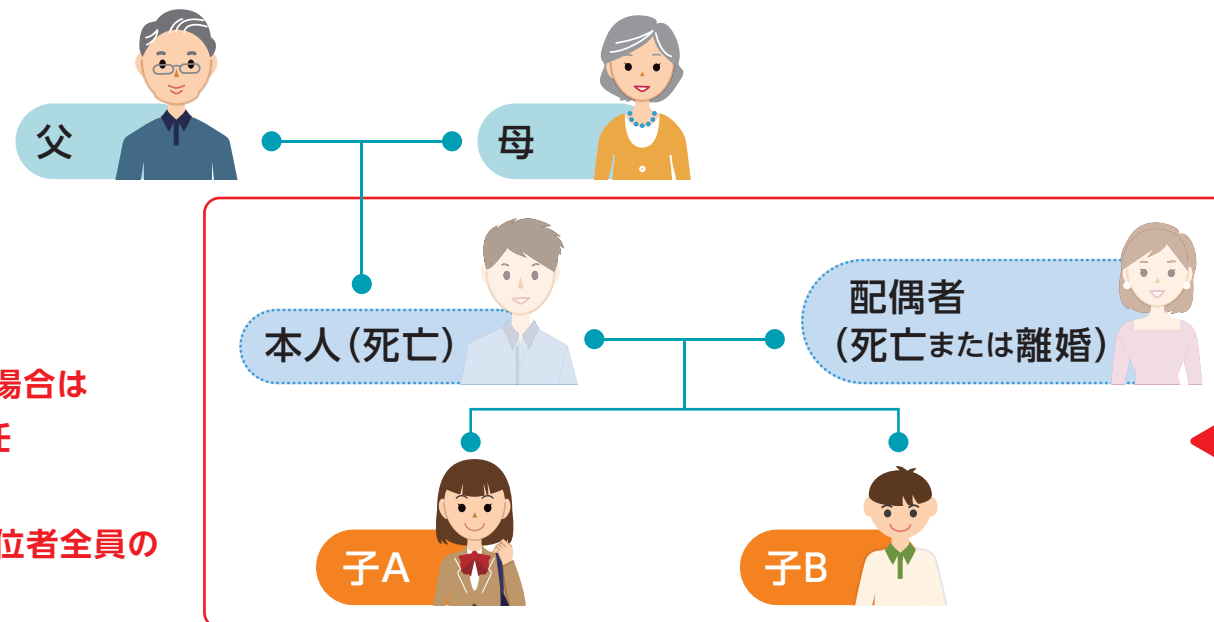
配偶者がいた場合は、配偶者が最も先順位であるため、本人と配偶者が記載されている戸籍謄本が必要
(後順位の他のご遺族(子・父母等)の記載されている戸籍は不要)

必要な「戸籍」(受取人は子)

受取人	必要な戸籍	備考(用途等)
子	加入者等(亡くなられたご本人)の誕生時から死亡時までの戸籍謄本【原本】	・加入者等が死亡していること ・配偶者がいないこと(死亡・離婚) ・「代表受取人選任届」に記載のない子がいないこと の3点を確認
	受取人と加入者等の関係がわかる戸籍謄本【原本】	受取人が加入者等の子であることを確認
	〈死亡している子がいる場合〉 その事実を確認できる戸籍謄本【原本】	「代表受取人選任届」に記載のない子は死亡していることを確認

※1部の戸籍謄本で、複数の事項が確認できる場合、同内容の戸籍謄本を複数部数提出いただく必要はありません。

例 子が受取人の場合



同順位のご遺族がいた場合は
代表受取人(1名)を選任
「代表受取人選任届」に
代表受取人以外の同順位者全員の
記名捺印が必要

戸籍が必要

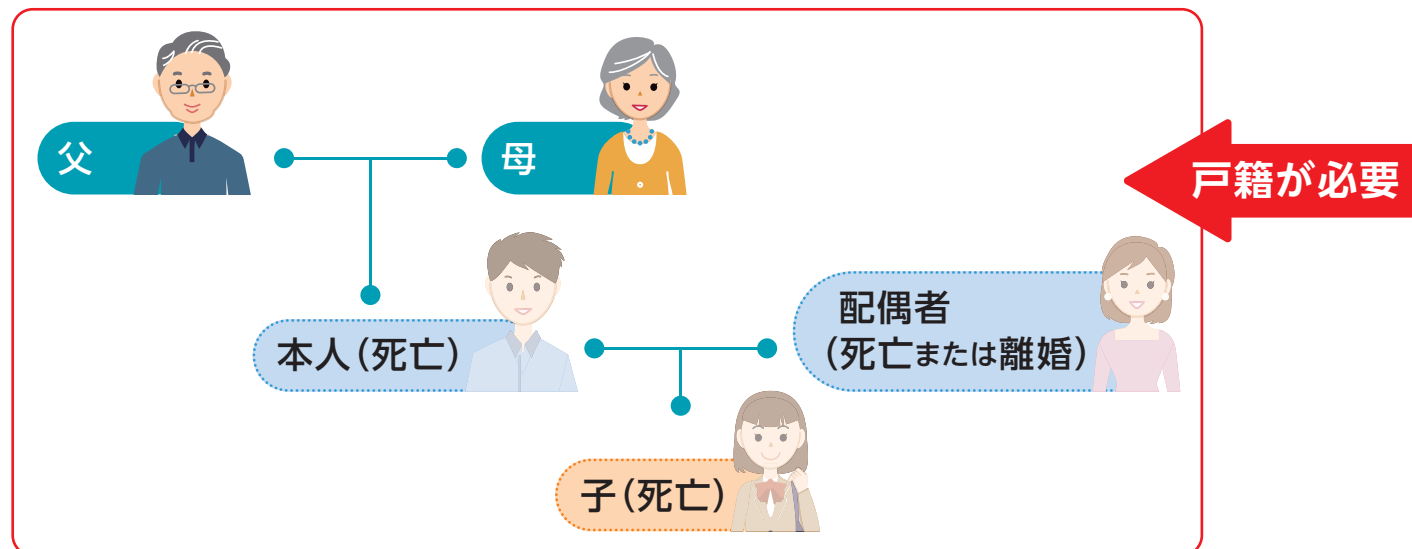
必要な「戸籍」(受取人は父母)

受取人	必要な戸籍	備考(用途等)
父母	加入者等(亡くなられたご本人)の誕生時から死亡時までの戸籍謄本【原本】	・加入者等が死亡していること ・配偶者がいないこと(未婚・死亡・離婚) ・子がないこと の3点を確認
	受取人と加入者等の関係がわかる戸籍謄本【原本】	受取人が加入者等の父母であることを確認
	〈父母の一方が死亡している場合〉 その事実を確認できる戸籍謄本【原本】	「代表受取人選任届」の可否を確認
	〈死亡している子がいる場合〉 その事実を確認できる戸籍謄本【原本】	子が死亡していることを確認

※1部の戸籍謄本で、複数の事項が確認できる場合、同内容の戸籍謄本を複数部数提出いただく必要はありません。

例 父母が受取人の場合

- ・先順位である配偶者や子がないこと、または死亡していることを確認する必要があります
- ・父母の両方が存命ならば「代表受取人選任届」が必要



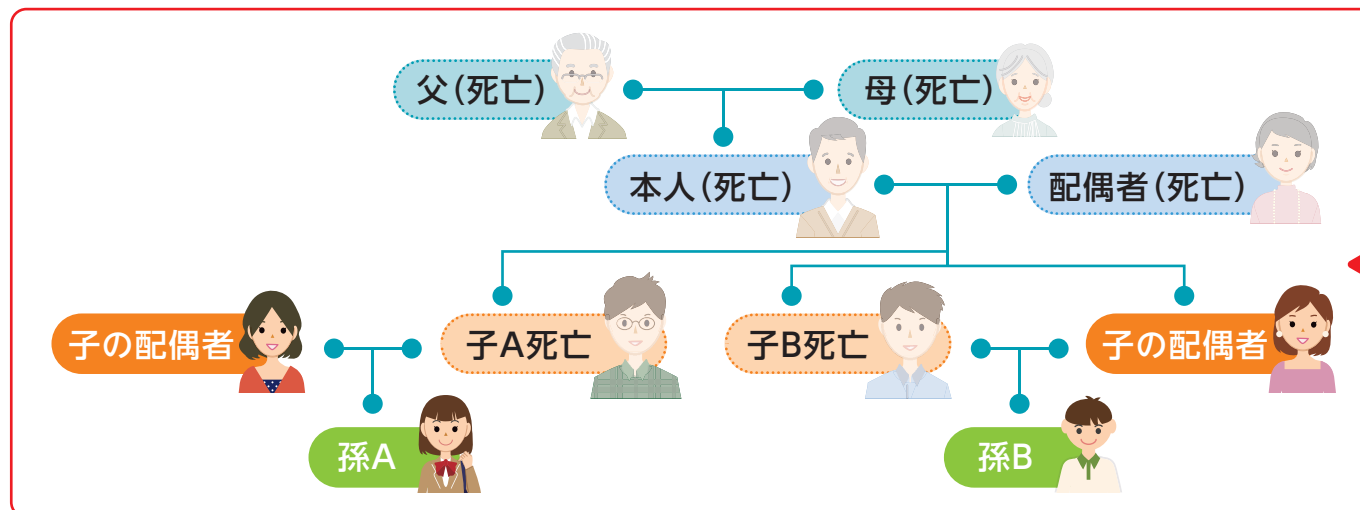
必要な「戸籍」(受取人は孫)

受取人	必要な戸籍	備考(用途等)
孫	加入者等(亡くなられたご本人)の誕生時から死亡時までの戸籍謄本【原本】	・加入者等が死亡していること ・配偶者がいないこと(未婚・死亡・離婚) ・「代表受取人選任届」に記載のない同順位者がいないこと の3点を確認
	受取人と加入者等の関係がわかる戸籍謄本【原本】	
	子全員の誕生時から死亡時までの戸籍謄本(孫の親以外の子も含め全員分)【原本】	
	父母が死亡していることが確認できる戸籍謄本【原本】	子が死亡していること・全ての孫の存在の確認
	〈死亡している孫がいる場合〉 その事実を確認できる戸籍謄本【原本】	父母が死亡していることの確認
		「代表受取人選任届」に記載のない孫は死亡していることを確認

※1部の戸籍謄本で、複数の事項が確認できる場合、同内容の戸籍謄本を複数部数提出いただく必要はございません。

例 孫が受取人の場合

- ・同順位の遺族がいた場合は代表受取人(1名)を選任
- ・「代表受取人選任届」に代表受取人以外の同順位者全員の記名捺印が必要



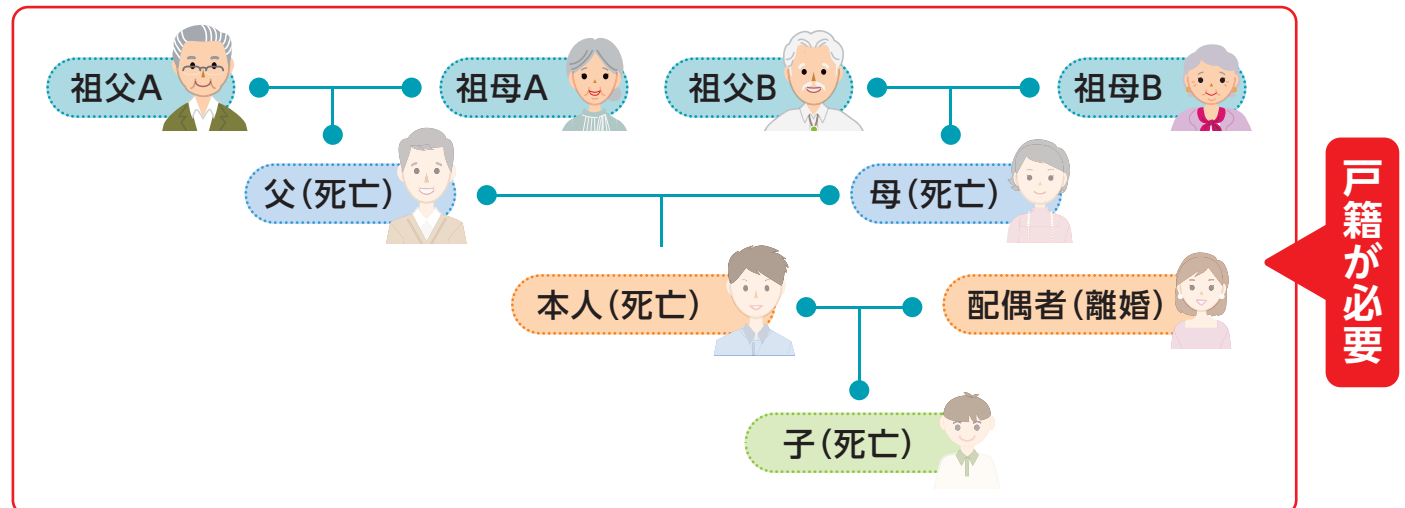
必要な「戸籍」(受取人は祖父母)

受取人	必要な戸籍	備考(用途等)
祖父母	加入者等(亡くなられたご本人)の誕生時から死亡時までの戸籍謄本【原本】	・加入者等が死亡していること ・配偶者がいないこと(死亡・離婚) ・「代表受取人選任届」に記載のない同順位者がいないこと の3点を確認
	受取人と加入者等の関係がわかる戸籍謄本【原本】	受取人が加入者等の祖父母であることを確認
	父母が死亡していることが確認できる戸籍謄本【原本】	父母が死亡していることの確認
	〈死亡した祖父母がいる場合〉 その事実を確認できる戸籍謄本【原本】	「代表受取人選任届」に記載のない祖父母は死亡していることを確認
	〈死亡した子がいる場合〉 子の誕生から死亡時までの戸籍謄本【原本】	先順位の受取人はいないことの確認
	〈死亡した孫がいる場合〉その事実を確認できる戸籍謄本【原本】	先順位の受取人はいないことの確認

※1部の戸籍謄本で、複数の事項が確認できる場合、同内容の戸籍謄本を複数部数提出いただく必要はありません。

例 祖父母が受取人の場合

- ・先順位である配偶者や父母・子が死亡していることを確認する必要があります
- ・複数の祖父母が存命の場合は「代表受取人選任届」が必要



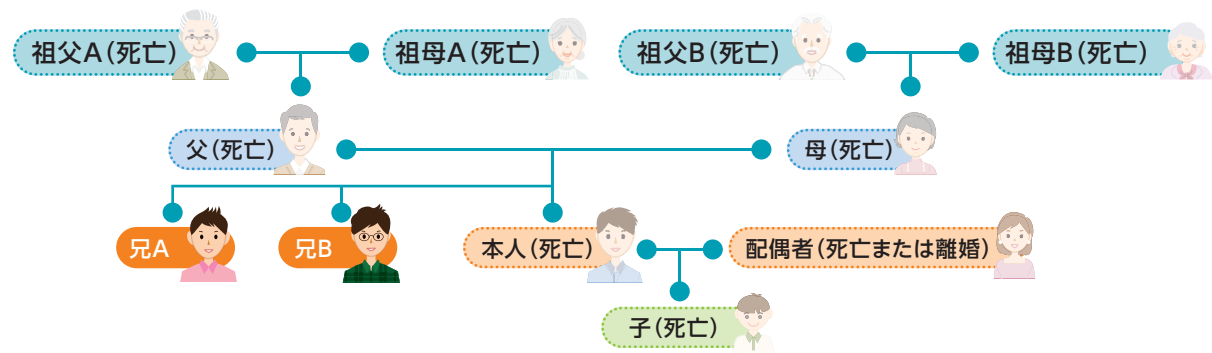
必要な「戸籍」(受取人は兄弟姉妹)

受取人	必要な戸籍	備考(用途等)
兄弟姉妹	加入者等(亡くなられたご本人)の誕生時から死亡時までの戸籍謄本【原本】	・加入者等が死亡していること ・配偶者がいないこと(未婚・死亡・離婚) ・子がいないこと
	受取人と加入者等の関係がわかる戸籍謄本【原本】	受取人が加入者等の兄弟姉妹であることを確認
	父母の誕生から死亡時までの戸籍謄本【原本】	「代表受取人選任届」に記載のない兄弟姉妹がいないことを確認
	祖父母の死亡の事実が確認できる戸籍謄本【原本】	先順位の受取人はいないことの確認
	〈改姓した兄弟姉妹がいる場合〉 その事実を確認できる戸籍謄本【原本】	受取人・「代表受取人選任届」に記載のある兄弟姉妹が改姓していることを確認
	〈死亡した兄弟姉妹がいる場合〉 その事実を確認できる戸籍謄本【原本】	「代表受取人選任届」に記載のない兄弟姉妹は死亡していることを確認
	〈死亡した子がいる場合〉子の誕生から死亡時までの戸籍謄本【原本】	先順位の受取人はいないことの確認
	〈死亡した孫がいる場合〉その事実を確認できる戸籍謄本【原本】	先順位の受取人はいないことの確認

※1部の戸籍謄本で、複数の事項が確認できる場合、同内容の戸籍謄本を複数部数提出いただく必要はありません。

例 兄弟姉妹が受取人の場合

・先順位である配偶者・子等がないこと、または死亡していることを確認する必要があります



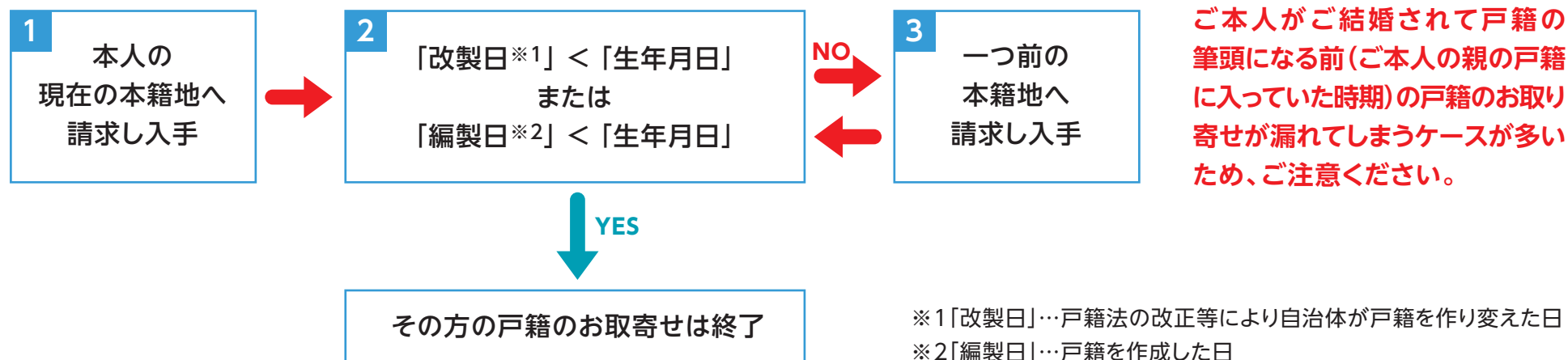
戸籍が必要

「戸籍」のお取り寄せ方法

受取人が「指定されている人」または「配偶者」以外の場合、**戸籍は「本人が誕生してから死亡するまでの全ての期間」においてご提出いただくことになります**（ご提出いただく戸籍は発行から3カ月以内の原本です）。

本人が本籍地を移したりご結婚された場合は複数の戸籍を取り寄せていただく必要があります。

誕生してから死亡するまでの戸籍謄本のお取寄せ図



◆必要戸籍の参考例

必要な戸籍枚数は、「婚姻」「転籍」に加え、戸籍法改正も関係し、各人異なります。



「戸籍」のお取り寄せ例

年金太郎氏の誕生から死亡までの戸籍を取り寄せる場合

1 現在の戸籍…年金太郎氏の死亡時の戸籍

【改製日】平成15年11月3日
法令改正により平成15年11月3日に改製されています。

【死亡日】平成21年7月28日
太郎氏の死亡の記載があります。
この戸籍 **1** が太郎氏の死亡時の戸籍になります。

この戸籍 **1** では改製日(平成15年11月3日)から死亡日(平成21年7月28日)までの履歴が記載されています。改製日より前の履歴を確認するためには、同じ本籍地の「改製原戸籍」が必要です。

(「改製日:平成15年11月3日」>「生年月日:昭和36年8月8日」)

太郎氏の記載期間 平成15年11月3日～平成21年7月28日

		(2の1)	全部事項証明
1	本籍	東京都千代田区△△ ○丁目○番地	
	氏名	年金 太郎	
	戸籍事項	【改製日】平成15年11月3日	
	戸籍改製	【改製事由】平成6年法務省第51号附則第2条第1項による改製	
	戸籍に記載されている者	【名】太郎 【生年月日】昭和36年8月8日 【父】年金 一郎 【母】年金 住子 【続柄】長男	
	除籍		
	身分事項	【出生日】昭和36年8月8日	
	出生	【出生地】東京都台東区 【届出日】昭和36年8月10日 【届出人】父	
	婚姻	【婚姻日】昭和62年11月7日 【配偶者氏名】信託 星子 【従前戸籍】東京都台東区△△ ○-○-○ 年金 一郎	
	死亡	【死亡日】平成21年7月28日 【死亡時分】午後11時30分 【死亡地】東京都千代田区 【届出日】平成21年7月30日 【届出人】親族 年金花子	
	戸籍に記載されている者	【名】星子 【生年月日】昭和38年10月9日 【父】信託 託男 【母】信託 空子 【続柄】長女	
	身分事項	【出生日】昭和38年10月9日	
	出生	【出生地】埼玉県大宮市 【届出日】昭和38年10月12日 【届出人】父	
	婚姻	【婚姻日】昭和62年11月7日 【配偶者氏名】年金 太郎 【従前戸籍】埼玉県大宮市△△ ○-○-○ 信託 託男	
発行番号		以下次頁	

「戸籍」のお取り寄せ例

2 改製原戸籍…年金太郎氏の婚姻時の戸籍

太郎氏の記載期間 昭和62年11月7日～平成15年11月3日

太郎氏の欄に昭和36年8月8日出生の記載がありますが、昭和62年11月7日に戸籍を編成してるため、生年月日(昭和36年8月8日)より後にこの戸籍 **2** ができたことがわかります。
太郎氏の出生を確認するには、**2** の戸籍よりも前の戸籍を確認する必要があります。

「現在の戸籍(=前出 戸籍 **1**)の作成日」と「一つ前の戸籍(=戸籍 **2**)の最終有効日(消除日・除籍日)」が一致しているので、**1** と **2** の戸籍が連続していることも確認できます。

2										改製原戸籍									
平成36年五月七日東京都千代目〇番地信託星子と婚姻届出東京都台東区△△〇丁目〇番地年金一郎戸籍より入籍										昭和参拾六年八月八日…出生…昭和六拾貳年拾壹月七日信託星子と婚姻届出東京都台東区△△〇丁目〇番地年金一郎戸籍より入籍									
昭和参拾六年八月八日東京都台東区△△〇丁目〇番地で出生父年金一郎同月拾日受附入籍印										昭和参拾六年八月八日東京都台東区△△〇丁目〇番地で出生父年金一郎同月拾日受附入籍印									
昭和六拾貳年拾壹月七日信託星子と婚姻届出東京都台東区△△〇丁目〇番地年金一郎戸籍より入籍印										昭和六拾貳年拾壹月七日信託星子と婚姻届出東京都台東区△△〇丁目〇番地年金一郎戸籍より入籍印									
婚姻の届出により昭和六拾貳年拾壹月七日夫婦につき本戸籍編製印										婚姻の届出により昭和六拾貳年拾壹月七日夫婦につき本戸籍編製印									
平成六十六年法律第五十一号附則第一項による改製につき平成拾五年拾壹月参日消除										平成六十六年法律第五十一号附則第一項による改製につき平成拾五年拾壹月参日消除									
改製原戸籍										改製原戸籍									
改製につき平成拾五年拾壹月参日消除										改製につき平成拾五年拾壹月参日消除									
⇒平成六年の法改正により平成十五年十一月三日に消除されています。										⇒平成六年の法改正により平成十五年十一月三日に消除されています。									
婚姻の届出により昭和六拾貳年拾壹月七日夫婦につき本戸籍編製										婚姻の届出により昭和六拾貳年拾壹月七日夫婦につき本戸籍編製									
⇒婚姻により昭和六十二年十一月七日に戸籍を編成しています。										⇒婚姻により昭和六十二年十一月七日に戸籍を編成しています。									

この戸籍 **2** では太郎氏が戸籍の筆頭となった日(昭和62年11月7日)から戸籍の改製日(平成15年11月3日)までの履歴が記載されています。太郎氏が父(一郎氏)の戸籍に入っていた時期の履歴を確認するためにはもう一つ前の「東京都台東区△△〇丁目〇番地を本籍地とする父:年金一郎が筆頭者の戸籍(除籍)謄本」が必要です。
(「編成日:昭和62年11月7日」>「生年月日:昭和36年8月8日」)

「戸籍」のお取り寄せ例

3 年金太郎氏の婚姻前の戸籍

太郎氏の記載期間 昭和36年8月8日～昭和62年11月7日

昭和参拾六年八月八日
東京都台東区△△〇丁目〇番地で出生…昭和
六拾貳年拾壹月七日
信託星子と婚姻届出…
新戸籍編製につき除籍

P.35～37の3つの戸籍謄本が
揃ったことで年金太郎氏の誕生
から死亡までの全期間の履歴が
確認できます。

3 この謄本は、除籍の原本と相違ないことを証明する。
平成〇〇年〇月〇日
東京都台東区長

職印

除籍		籍本 東京都台東区△△〇丁目〇番地		名氏 年金太郎	
婚姻の届出により昭和参拾五年拾月五日夫婦 につき本戸籍編製印		平成九年貳月拾壹日消除印			
昭和拾壹年六月八日東京都台東区△△〇丁目〇番地で出生父年金 山太郎同月拾日受附入籍印		昭和参拾五年拾月五日年金たえと婚姻届出東京都台東区△△〇丁目 〇番地年金山太郎戸籍より入籍印		平成参年拾月五日午後拾時拾分東京都台東区で死亡同月六日親族年 金住子届出除籍印	
昭和拾五年拾月六日東京都北区△△〇丁目〇番地で出生父確定年男 届出同月拾壹日受附入籍		昭和参拾五年拾月五日年金一郎と婚姻届出東京都北区△△〇丁目 〇番地確定年男戸籍より入籍印		平成参年拾月五日夫死亡印	
平成九年貳月拾日午後九時拾八分東京都台東区で死亡同月拾参日親 族年金太郎届出除籍印		昭和参拾六年八月八日東京都台東区△△〇丁目〇番地で出生父年金 一郎同月拾日受附入籍印		昭和六拾貳年拾壹月七日信託星子と婚姻届出東京都千代田区△△〇 丁目〇番地に夫の氏の新戸籍編製につき除籍印	
生	出	母	父	妻	夫
昭和参拾六年八月八日		年金住子 男	年金一郎 長	信子 女	郎 男
		昭和拾五年拾月六日		昭和拾壹年六月八日	
		確定年男 三		確定年男 二	

この戸籍 3 では誕生(昭和36年8月8日)から年金一郎氏の戸籍から出た日(昭和62年11月7日)までの履歴が記載されています。
太郎氏の出生が昭和36年で、この戸籍 3 の編成時(昭和35年)より後ですので、こちらが太郎氏の出世時の戸籍になります。
(「編製日:昭和35年10月5日」<「生年月日:昭和36年8月8日」)

よくあるご質問

Q1	受け取り金額を知りたい場合はどうしたらよいでしょうか。	▶ 運用商品の現金化が完了して入金日が決定すると、「給付金支払いのお知らせ」がNRKから受取人へ送付されます。支払予定日・金額等はお知らせでご確認ください。
Q2	死亡時点の資産額を確認するよう税理士に言われているので、残高証明書を作成してもらえますか。	▶ 「給付金支払いのお知らせ」が受取人宛に届きますので、そちらで代替をお願いいたします。
Q3	死亡一時金の支払いまでどのくらいかかりますか。	▶ 保有商品や掛金・移換金の状況等によって異なりますが、三井住友信託銀行にて不備の無い書類を受け付けてから1～2カ月程度かかります。状況によっては、半年程かかる場合もございます。
Q4	死亡一時金は相続税の対象ですか。	▶ 死亡後3年以内は、「みなし相続財産」として相続税の課税対象となります。死亡後3～5年は一時所得、5年経過すると相続財産の扱いとなります。
Q5	戸籍謄本や印鑑証明書はコピーではだめですか。	▶ 改ざん等の可能性がございますので、原本でのご提出をお願いしております。
Q6	戸籍謄本や印鑑証明書は確認したらすぐ返してもらえますか。	▶ 原則ご返却はいたしかねます。やむを得ない場合は、会社のご担当者様経由で三井住友信託銀行までご相談ください。
Q7	なぜ生まれた時から死亡した時までの戸籍がすべて必要なのですか。	▶ 受取人より先順位の人がないことを確認するためです。
Q8	相続放棄をしているのに受取手続きが必要ですか。	▶ 確定拠出年金の資産は、「相続財産」ではないため、相続放棄をしても受け取り手続きが必要です。(相続放棄は民法によるものですが、確定拠出年金の死亡一時金の受け取りは、民法ではなく、確定拠出年金法に基づきます。) 死亡後5年経過しても請求がない場合は、死亡一時金を受け取ることができるご遺族はいないものとみなされ、相続財産の扱いとなります。このときに初めて民法に基づく受け取りが可能になります。

よくあるご質問

Q9	遺言で受取人を指定している場合、その人が受取人になりますか。	 確定拠出年金の死亡一時金の受け取りは、民法ではなく、確定拠出年金法に基づきますので、遺言の内容は受取人順位には反映されません。確定拠出年金法で定められた受取人の順位となります。死亡後5年経過しても請求がない場合は、相続財産となりますので、遺言で指定していた場合は、遺言通りの受け取りが可能になります。
Q10	確定拠出年金上で受取人指定している場合はどこで確認ができますか。	 加入者様が生前受取人指定の手続きをしていた場合、加入者様に毎年送付している「確定拠出年金・残高のお知らせ」の末尾に記載されています。不明な場合はご本人様がお勤めされていた会社に確認をお願いします。
Q11	戸籍の提出は、法務省の「法定相続情報証明制度」を利用して交付される書類で代替できますか。	 配偶者(内縁関係の配偶者を除く)または指定受取人は、確定拠出年金法第41条の遺族による請求の第一順位になるため、「法定相続情報一覧図のコピー」を使用することができます。一方、第一順位以外の遺族からの請求の場合には、先順位・同順位の状況を確認する必要があるため、戸籍謄本(改製原戸籍、転籍前の戸籍謄本等を含みます)の提出が必要になります。
Q12	家族や法律事務所、司法書士などが代理で書類を記載してもいいですか。	 「配偶者」および「三親等内の親族」による代理記入は可能です。代理記入の場合、追加の提出書類がございますので、詳細はお勤めされていた会社のご担当者様にお問い合わせください。
Q13	受取人が意思確認ができないため、家族が代わって手続きをしてもよいですか。	 法定代理人等が定められていない場合は、受取人と同居または生計を一にしている、受取人の配偶者または三親等内の親族からの請求に限り、受取人の意思確認済とみなし、代理請求を受け付けます。必要書類が異なりますので、詳細はお勤めされていた会社のご担当者様にお問い合わせください。
Q14	身元確認書類がいずれも無い場合はどうしたらよいですか。	 顔写真付身元確認書類の提出が困難な場合、以下よりいずれか2つご提出ください。(発行から6ヶ月以内のもの)^(※) ●住民票 または 住民票記載事項証明書 ●印鑑証明書 ●戸籍謄本・抄本・附票 (※)但し、裁定請求における本人確認や死亡一時金請求時の続柄の証明など、他の確認書類と兼用する場合は、発行から3ヶ月以内のものをご提出ください。

ご相談・お問い合わせ先について

当ご案内では、受取人が「配偶者」「子(成人)」「父母」「孫」「祖父母」「兄弟姉妹」の場合の手続きを記載しております。受取人が上記以外の場合、ご提出書類が異なる場合がございますので、お勤めされていた会社のご担当者様にお問い合わせください。

さらにご不明点がある場合は、三井住友信託確定拠出年金コールサービスをご利用ください。



ご遺族の方のご相談・
お問い合わせ先
(携帯電話からも無料です)

三井住友信託確定拠出年金コールサービス

通話料
無料

0120-996-401

最新のオペレーター受付時間は「三井住友信託ライフガイド」のお問い合わせ先をご確認ください。

※お客さまの電話・回線のご契約状況により、繋がらない場合がございます。